

日本学生支援機構 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1. 妊娠・出産・育児に係る各種制度について、職員に対する周知を図り、理解を更に深める。

(対策) 各種制度についての周知を行うとともに、男女共同参画に関する研修を実施し、妊娠・出産・育児等についての理解を深め、各種制度の取得や、取得後の職場復帰がしやすい環境を整備する。

目標2. 仕事と子育ての両立を図るためのさらなる制度拡充

(対策) 子の看護休暇制度等の拡充をはかり、子育てしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

また、これまで特に注力してきた小学校就学中の子育て支援として、部分休業制度について引き続き実施する。

目標3. 男性職員の育児休業、特別休暇の取得を促進し父親も子育てができる働き方を実現する。

(対策) 配偶者の出産に係る特別休暇や育児休業の取得を奨励し、再度の育児休業の取得も可能とする等の制度を実施する。

目標4. 所定外労働の削減のための措置の実施

(対策) 職員の健康管理の観点から、所定外労働の縮減についての周知を行うと共に、管理職を対象とした所定外労働の削減及び安全配慮義務に関する研修を実施する。また、ノー残業デーを全部署および各部署においてそれぞれ設定する。

目標5. 年次有給休暇の取得を促進するための措置の実施

(対策) 有給休暇を積極的に取得し活用することを奨励し、また、夏季休暇の連続取得も奨励する。

目標6. 仕事と介護の両立を図るためのさらなる制度拡充

(対策) 介護を理由としてやむを得ず退職した常勤職員を対象とした退職者再雇用制度を創設する。